

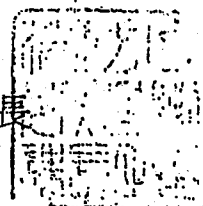


消 防 危 第 1 3 0 号

昭和58年12月13日

都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長



臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物
規制行政（検査・検定関係）の運用について

社会、経済情勢の変化に対応し適正かつ合理的な行政の実現の要請が社会的に高まりつつあるなか、行政の実態に全般的な検討を加え行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議することを目的として発足した第2次臨時行政調査会が、本年3月14日、政府に対し第5次答申（最終答申）を提出したことは貴職の承知するところである。

政府においては、行政の簡素化効率化を強力に推進することとし、臨時行政調査会の行政改革に関する答申を最大限に尊重しつつ、所要の改革を着実に推進すべく本年5月24日、その具体化方策について閣議決定を行っており、これらを踏まえ、このたび、危険物規制関係の許認可事務のうち検査・検定制度関連について、下記のとおりその運用の方針を定めたので、これにより危険物行政の運用上、遺憾のないよう御配意願いたい。

なお、貴管下の市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第1 製造所等の設置又は変更の許可申請時に添付する書類について

消防法（以下「法」という。）第11条第1項の規定による製造所等の設置の許可又は位置、構造若しくは設備の変更の許可の申請に際して添付する書類で、それぞれ危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第6条第2項又は同第7条第2項に定めがあるもののほかは、原則として説明資料等の提出をさせることのないようにし、申請者に対しいたずらに負担をかけることのないようその見直しを図ること。

第2 完成検査済証の交付の迅速化について

法第11条第5項に定める完成検査を行った際、当該完成検査において特段の不備がない場合でも、決裁等事務手続の関係により完成検査の実施から令第8条第3項の規定による完成検査済証の交付まで一定の日数を要することが考えられるが、完成検査済証の早期交付により被交付者が受ける利益に鑑み、完成検査に係る事務手続の簡素化を行う等その迅速化を図られたいこと。

第3 製造所等の社内規定を消防法上の予防規定として認可することについて

法第14条の2第1項に規定する製造所等の予防規程の認可の申請において、当該製造所等の存する事業所の社内規程を消防法上の予防規程として認可されたい旨の申請がなされた場合、当該社内規程が法定の要件を満たしていればその様式の如何にかかわらず従来から消防法上の予防規程として認可することができる扱いとしてきたが、今後ともその徹底を図るよう留意されたいこと。

第4 保安に関する検査の申請時に添付する書類について

法第14条の3第1項又は同第2項の規定による保安に関する検査の申請に際して、危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第62条の3第1項に定める申請書のほかに説明資料等の提出を求めることは、その必要性及び申請者の負担に鑑み、厳に慎まれたいこと。

第5 一定の期間危険物の貯蔵又は取扱いが行われない屋外タンク貯蔵所等の定期保安検査について

一定の期間危険物の貯蔵又は取扱いが行われず、かつ、この期間内に法第14条の3第1項に定める定期保安検査を受けなければならないこととなる屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所については、令第8条の4第2項ただし書の規定に基づく規則第62条の2第3号に規定する事由に該当するものとなるので、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、危険物の貯蔵又は取扱いが再開されるまでの期間を、当該保安検査を受けるべき時期として定めてさしつかえない。

第6 移送取扱所の配管の両側に保有すべき空地について

2以上の配管を敷設する移送取扱所において、規則第28条の16第3号の規定により配管の両側に保有すべき空地は、下図の例によりその幅を確保すれば足りるものであること。

〔例〕

